

令和5年 第5回臨時会

# 美 深 町 議 会 会 議 録

令和5年10月20日 開会

令和5年10月20日 閉会

美 深 町 議 会

令和5年第5回臨時会  
美深町議会会議録  
第1号（令和5年10月20日）

---

◎議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議案第34号 損害賠償の額の決定について
- 第 5 議案第35号 令和5年度美深町一般会計補正予算（第5号）

◎出席議員（11名）

- |              |                |
|--------------|----------------|
| 1番 木下 広 悠 君  | 2番 望 月 清 貴 君   |
| 3番 中 瀬 亮 太 君 | 4番 名 取 明 美 君   |
| 5番 蠣 崎 一 生 君 | 6番 田 中 真 奈 美 君 |
| 7番 小 口 英 治 君 | 8番 藤 原 芳 幸 君   |
| 9番 和 田 健 君   | 10番 荒 川 賢 一 君  |
| 11番 南 和 博 君  |                |

◎欠席議員（0名）

出席説明員

◎美深町

- |                       |                       |
|-----------------------|-----------------------|
| 町 長 草 野 孝 治 君         | 副 町 長 川 端 秀 司 君       |
| 総 務 課 長 中 江 勝 規 君     | 総務課上席主幹 小 野 勇 二 君     |
| 住 民 生 活 課 長 桜 木 健 一 君 | 保 健 福 祉 課 長 小 林 一 仙 君 |
| 農 務 課 長 山 崎 義 典 君     | 建 設 水 道 課 長 中 林 秀 文 君 |
| 会 計 管 理 者 後 藤 裕 幸 君   | 総務グループ主幹 内 山 徹 君      |
| 生活環境グループ主幹 川 端 健 君    | 税務グループ主幹 中 野 浩 史 君    |
| 保健福祉グループ主幹 和 田 政 則 君  | 農業グループ主幹 前 田 直 久 君    |
| 建設林務グループ主幹 田 畑 尚 寛 君  | 水道住宅グループ主幹 町 屋 英 雄 君  |

◎教育委員会

教 育 次 長 大 堀 裕 康 君      教育グループ主幹 元 岡 友 之 君  
教育グループ主幹 前 田 貴 也 君

◎農業委員会

事 務 局 長 山 崎 義 典 君

◎監査委員事務局

事 務 局 長 竹 田      哲 君

◎議会事務局

事 務 局 長 竹 田      哲 君      事務局副主幹 服 部      満 君

開会 午前10時00分

◎開会宣言

○議長（南 和博君） おはようございます。只今の出席議員は11名全員出席です。定足数に達していますので令和5年第5回美深町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（南 和博君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、議長において10番 荒川議員、2番 望月議員を指名します。

---

◎日程第2 会期の決定

○議長（南 和博君） 次、日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 異議なしと認めます。従って本臨時会の会期は本日1日に決定しました。

---

◎日程第3 諸般の報告

○議長（南 和博君） 次、日程第3 諸般の報告を事務局長より行わせませす。

竹田局長。

○事務局長（竹田 哲君） 諸般の報告を致します。まず、閉会中、議長に提出された書類について申し上げます。代表監査委員から提出の令和5年9月、10月実施の例月出納検査報告書は、議会側議案に写しを添付しています。次に、長側の提出議案については、損害賠償の額の決定について1件、補正予算1件です。次に、説明員については一覧表を配布しています。以上で諸般の報告を終わります。

---

◎日程第4 議案第34号 損害賠償の額の決定について

○議長（南 和博君） 次、日程第4 議案第34号 損害賠償の額の決定についてを議題とします。提出者の説明を求めます。

草野町長。

○町長（草野孝治君） 議案第34号 損害賠償の額の決定につきましては、去る令和2

年7月3日に発生した美深町有車両草刈作業車と大型二輪自動車との交通事故について、この間、示談すべく双方、弁護士を立てて交渉を進めて参ったところではありますが、先般、双方の責任割合について協議が整いましたので、損害賠償額について議会の議決をいただきたく提案するのであります。よろしくご審議いただき、原案ご決定くださいますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（南 和博君） 川端副町長。

○副町長（川端秀司君） それでは議案第34号を説明いたします。1ページをご覧ください。議案第34号 損害賠償の額の決定について。令和2年7月3日、国道275号と町道日野道路との交差点において発生した、美深町有車両草刈作業車と大型二輪自動車の交通事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。1、損害賠償の額、4,003万2,767円。損害賠償の相手方、群馬県佐波郡玉村町大字上之手1543番地1、滝澤 徹さんでございます。事故の概要について、若干説明させていただきます。この事故につきましては、美深町が発注しました道路橋梁保全業務におきまして、受託者であります美深町環境整備協同組合が、本町が所有する草刈作業車で路肩の草刈作業中にあたっていたときに起きた事故でございます。事故が発生したのは、令和2年7月3日金曜日、午前11時39分です。場所は、美深町字泉の浄水場の入口にあたりますT字の交差点で、国道275号線から浄水場に向けて右折中の草刈作業車に、幌加内方面から対向してきました大型二輪自動車と衝突し、相手方は車両の損傷、そして運転手が右足を切断する重傷をおった人身物損事故でございます。事故現場であります交差点につきましては、国道のカーブの途中にありまして、路肩には草木が茂っていて見通しが良くないといったことや、大型自動二輪車の走行速度など悪条件が重なっていたとは言えますけれども、要因は草刈作業車の右折時の確認不足と言われておりまして、その過失割合は美深町の草刈作業車が85%、相手方の大型二輪自動車が15%となっております。負傷しました相手方につきましては、事故後、緊急手術を受けましたが、右足を切断するということになりました。長期間にわたっての治療、それからリハビリが終わりまして、今般、治療費それから慰謝料等を含めて損害賠償の総額が決定したところでございます。損害賠償額を決定するにあたりまして、地方自治法第96条第1項第13号の規定によりまして、議会の議決を得るものでございます。なお、損害賠償の額、4,003万2,767円につきましては、全額、自動車損害賠償責任保険、通称自賠責保険といわれておりますが、これと任意保険にあたります全国自治協会自動車損害共済、ここから支払われておりますので、本町の会計からの支出はございません。以上で議案第34号の説明といたします。

○議長（南 和博君） これから議案第34号に関し、質疑を行います。質疑ありません

か。

6 番 田中君。

○6 番（田中真奈美君） 確認と今後の事についてお伺いさせていただきます。先ほどの説明の中で、ごめんなさい、今回、令和 2 年度のものが令和 5 年度、今になって損害賠償の金額の決定ということで、3 年の長い時間がかかっていることについてなのですけれども、先ほど説明があった事で、確認なのですが、治療とリハビリがあって、ということが今回、3 年かかった原因なのかと推察しているのですけれども、そのあたりの経緯を改めて教えていただけたらと思うのがまず 1 点。それと今後の対応として、今回、対応は任意保険が美深町の方で掛けていたため、というもので理解はしているのですけれども、現在、貸与車の任意保険の掛け方についてはどのようなものになっているのかということをお伺いさせていただきます。

○議長（南 和博君） 内山総務グループ主幹。

○総務グループ主幹（内山 徹君） 只今ご質問いただきましたまず最初の方の令和 2 年から事故が発生して 3 年経過しました、その間の経過につきまして、私の方からご説明させていただきますと思います。まず、事故の内容が先ほどの説明のとおり重大なものだったものですから、双方、弁護士をたてて、リハビリの様子を見ながら、経過を見ながらというところで示談の方を進めて参りました。そのリハビリにもかなり、切断ということで時間を要したものですから、最終的には元に戻るのではなく、それに対して補装具をつけたりですとか、そういったことで一生懸命リハビリをしていただきましたというところで、今回やっと時間を要しながらも弁護士さんが双方の間に入っていただきまして、3 年かけながら真摯にお話をさせていただきながら、というところで時間を要したというところになっております。

○議長（南 和博君） 田畑建設林務グループ主幹。

○建設林務グループ主幹（田畑尚寛君） 現在の任意保険の状況についてお答えしたいと思います。現在の任意保険については、委託業者の方で保険をかけていただいている、そういう設計になっております。以上です。

○議長（南 和博君） 他、ありませんか。なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） 討論なしと認め、討論を終了します。これから議案第 3 4 号について採決します。議案第 3 4 号 損害賠償の額の決定について、賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って議案第34号は可決されました。

---

◎日程第5 議案第35号 令和5年度美深町一般会計補正予算（第5号）

○議長（南 和博君） 次、日程第5 議案第35号 令和5年度美深町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。提出者の説明を求めます。

草野町長。

○町長（草野孝治君） 議案第35号 令和5年度美深町一般会計補正予算（第5号）について提案説明を申し上げます。今般の補正につきましては、姉妹町、福岡県添田町において、本年、7月7日から10日にかけて大雨による甚大被害に対する災害義援金の追加の補正及び9月17日に発生しました住宅火災に対し、災害見舞金を支出したことに伴い、追加措置するものでございます。これによりまして一般会計の補正額は歳入・歳出それぞれ135万円を追加して、補正後の予算総額は歳入・歳出それぞれ5億8,268万9千円となるものでございます。以上、よろしくご審議いただき、原案ご決定いただきますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（南 和博君） 中江総務課長。

○総務課長（中江勝規君） それでは議案第35号の説明を申し上げます。別冊配布の議案書をご覧頂きたいと思っております。議案第35号 令和5年度美深町一般会計補正予算（第5号）。令和5年度美深町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（以下、事項別明細説明あるも省略）

○議長（南 和博君） 説明が終わりましたので、これから議案第35号に関し質疑を行います。質疑ありませんか。なければ質疑を終了します。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（南 和博君） なければ討論を終了します。これから議案第35号について採決します。議案第35号 令和5年度美深町一般会計補正予算（第5号）に賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（南 和博君） 全員賛成です。従って議案第35号は可決されました。以上で、本臨時会の案件は終了しましたので会議を閉じます。これで令和5年第5回美深町議会臨時会を閉会します。大変ご苦勞様でした。

閉会 午前10時16分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 南 和 博

署名議員 荒 川 賢 一

署名議員 望 月 清 貴